

壱岐市農業委員会定例会（平成30年12月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年12月21日（金） 午後4時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 1階 大会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 15名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第64号 非農地証明願について
 - 議案第65号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第66号 平成30年度農用地利用集積計画の決定について（第5回）

7. その他

開 会 （ 午後 4 : 0 0 ）

事務局 皆さんこんにちは。ご案内の時間となりましたので、只今より平成30年12月の農業委員会の総会を開会致します。総会終了後、忘年会を計画しておりますので、参加されます委員さん方は、よろしくお願ひ致します。

本日は、…番…委員さん、…番…委員さん、それから…番…委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中16名で定数に達しておりますので、総会は成立をいたしております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願いいたします。

議長 【会長挨拶】

それでは、座らせて頂いて、早速、これより議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、個人及び農地所有適格化法人でありますので、「農地所有適格化法人以外の法人」ではありませんので、適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、3件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

25番 土地の所在

郷ノ浦町大原触 字崎原	・・・・	地目	田	面積	953㎡
同じく	・・・・	地目	田	面積	978㎡
同じく	・・・・	地目	田	面積	259㎡
同じく	・・・・	地目	田	面積	305㎡
同じく	・・・・	地目	田	面積	178㎡
同じく	・・・・	地目	田	面積	1,021㎡

計 6筆で3,694㎡の持ち分1/4の所有権移転になります。

譲渡人、・・・・

譲受人、・・・・

経営地は、田が7,803㎡、畑が1,971㎡、計の9,774㎡です。

申請理由

譲渡人 申請地は代々、・・・家の耕作地である為、・・・家を継承している相手方に自身の持ち分全部を贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・飼料の作付けです。農機具は耕運機、稲刈り機、軽トラックを所有してあります。田植え、

稲刈りは、弟さんと甥子さんと一緒にされてあります。農作業暦は本人が60年、弟60年、甥子8年です。通作距離は・・・さんの家の周りの農地であります。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農作業常時従事要件」、弟さんたちと年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稻・飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月17日に・・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、志原地区担当の・・・です。只今、事務局から説明がありました様に12月17日に現地確認をいたしました。これらの農地は、・・・さんのご主人のおじい様の名義で、相続登記が完了した・・・さんの持ち分につきましては、・・・さんに贈与するという事でありまして、また、・・・さん宅の周辺農地でありますので、ご高齢でありますけれども、耕作については、・・・さんの弟さんが初山にいらっしゃいまして牛を飼ってあるという事で、甥子さんと一緒にされておりますから大丈夫かと思いますが、皆さん方のご審議程、宜しくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第62号25番は決定いたします。

続きまして、26番の説明を求めます。

事務局

26番 土地の所在

芦辺町国分本村触字三反田・・・・・・ 地目 田 面積 1,592㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が1,592㎡、畑が4,980㎡、計の6,572㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、現在の耕作者へ贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有してあります。農作業暦は本人が40年、妻25年、母60年です。通作距離は400m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り水稲を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月17日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、担当の・・・です。事務局の報告のとおりでありまして、ズート耕作をされてありますし、問題ないと思えます。よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第62号26番は決定いたします。

続きまして、27番の説明を求めます。

事務局 はい、27番 土地の所在

石田町池田仲触	字江ノ本	・・・・	地目	田	面積	3, 215 m ²
---------	------	------	----	---	----	-----------------------

石田町池田西触	字平田	・・・・	地目	田	面積	748 m ²
---------	-----	------	----	---	----	--------------------

同じく		・・・・	地目	田	面積	784 m ²
-----	--	------	----	---	----	--------------------

石田町池田西触	字桃ノ木	・・・・	地目	田	面積	613 m ²
---------	------	------	----	---	----	--------------------

計 4筆で5, 360 m²

譲渡人、・・・・

譲受人、・・・・

経営地は、田が179, 768 m²です。

申請理由

譲渡人 所有者が死亡したが相続人がおらず、農地の経営・管理が出来ない為、売り渡す。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稲・麦・飼料の作付けです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、ダンプ、タイヤショベルを所有してあります。構成員は19名です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、農地所有適格化法人であるため、適用はありません。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稲・飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月17日に・・・委員さんと法人の理事の方、立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 池田地区担当の・・・です。事務局と法人の理事と一緒に12月17日に確認致しました。・・・さんは平成24年に亡くなられて、後継者もいなく、相続財産管理人の・・・が財産処理する形で、現に耕作をしている・・・が購入するということです。皆さん方のご審議を宜しくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第62号27番は決定いたします。

続きまして、議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願い致します。議案第63号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

22番 土地の所在

芦辺町中野郷西触 字辻・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 436㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 現在の居宅が老朽化し建て替える必要がある為、経営する会社近くの申請地に家を建てたいので、申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農用地区域除外は県の同意を得て平成30年8月2日に完了を致しております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い

第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。12月17日に・・・委員さんと譲受人ご夫婦立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 今、事務局が申しました通りでございますが、譲渡人の・・・さんの家は近くにあるのですが、今、島内におられません。県内ではありますが、体の具合も悪く、ほとんどの農地を手放したりという形で、何か帰って来られないような話でございました。それで、・・・さんが、買い受けて、そこに建てたいという事での意思を確認致しました。皆さんのご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第63号、22番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第64号「非農地証明願について」を議題といたします。

これは、関連がございますので一括して事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願い致します。8番と9番は関連がありますから、一括して説明させていただきます。議案第64号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

8番 土地の所在

郷ノ浦町東触 字一ノ坪・・・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 面積
142㎡

転用目的 産業廃棄物事務所

申請人、・・・・・・・・

申請理由 平成8年頃に産業廃棄物処理場の拡張を行い、申請地に畑地目とは知らずに事務所を建築し、現在に至っている。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。

続きまして、9番 土地の所在

郷ノ浦町田中触 字耳取・・・・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積
1,496㎡

転用目的 産業廃棄物一時保管場所

申請人、・・・・・・・・

申請理由 平成8年頃に産業廃棄物処理場の拡張を行った際に、申請地を畑地目とは知らずに産業廃棄物の一時保管場所として造成し、現在に至っている。というものです。位置図、写真は10頁から11頁です。2筆ありますが、面積の大きい柳田地区の担当の・・・委員さんと申請人立ち会いの下、12月17日に現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。今、事務局の方から説明があった通りでございます。17日に・・・・さん立ち会いの下に現地を確認致しました。書類にある通りに、もう既に20年程前に事務所を建てて、もう一個は仮置き場として利用してきたという事で、現在もその状態であります。周辺も山林であったり、横も・・さんの土地という事で近隣から今迄クレームもありませんので、今後共このままの活用で良いじゃないかと思っておりますので、審議の程よろしくお願ひします。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第64号8番と9番は決定いたします。

続きまして、議案第65号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、12頁をお願いします。

議案第65号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

8番 土地の所在、
芦辺町諸吉二亦触 字中林・・・・・ 台帳地目 田 現況地目 農業用施設 面積 989㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・・

申請理由、申請地に堆肥舎及び堆肥盤を建築し、残りを飼料等置き場として利用しているので、用途区分の変更を申請します。というものです。違反転用の案件でありましたので、県へ報告を致しました所、追認許可相当としての通知が参っておりますので、申し添えておきます。

位置図、写真、配置図は13頁から16頁です。12月17日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 はい、地区担当の・・です。事務局の説明の通り17日に本人と現地を確認し、お話を伺いました。場所は自宅の横の高台の土地でありまして、平成1

7年頃にお父さんが堆肥舎を建築された土地の残地であった為に、農地とは思わずに今年の9月に堆肥舎・堆肥盤を建築して、残りを飼料置き場として利用しているの、転用に先立ち、農地の用途区分の変更をお願いしたいという事です。本人もすごく反省をしてありました。切土によって発生する段差は法面を転圧されてありました。また、隣接農地には道路が確保してあり、影響はないものと考えております。どうぞ皆さんのご審議、宜しくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第65号の8番は意見を付して回答いたします。

続きまして、議案第66号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について（第5回）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、17頁をお願いします。議案第66号「平成30年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度5回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は48件、借手が39人、貸手が43人です。田が70筆で81,915㎡、畑が34筆で40,590㎡、合計104筆の122,505㎡です。

この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、18頁～21頁に掲載しております。よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第66号も決定いたします。

続きまして、その他の件をお願いします。

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。

・・委員 議長。一寸一つ質問良いですか。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 さっきの飼料置き場のところで、農業用施設として扱ってありますね。ラップを置いたりしている箇所が結構多いと思いますが、そういう扱いをしなければいけないのですか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局。

事務局 そこは、飼料置き場として実際ズート使ってあれば、そのような取り扱いになりますから注意をお願いします。

但し、200㎡未満でありますとその農地が農振農用地区域内の場合、用途区分の変更は必要になりますが、農業用施設等の届出書で済む場合がありますので、事務局に相談して頂ければと思います。

議長

それでは外にございませんでしょうか。皆さん方からのご意見も無いよう
でございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いたすがよろ
しいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。